別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項中第十五号を第十六号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　東部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。

別表第四中「東部太平洋の海域」を「東部太平洋条約海域」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年六月四日から施行する。ただし、別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第八号の次に一号を加える改正規定は、同年八月一日から施行する。

○農林水産省令第三十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項中「相続若しくは」を「相続又は」に改め、「又は船名若しくは船舶の総トン数の変更」及び「又は漁船法による漁船の登録の謄本若しくは船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千二百三十号

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第十九条第四項の規定に基づき、平成七年三月三十日農林水産省告示第四百七十一号（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第十九条第四項の規定に基づき、届出書の様式を定める件）の全部を次のように改正する。

平成二十八年五月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

1　かじき等流し縄漁業に係る届出書

かじき等流し縄漁業届出書

年　月　日

農林水産大臣　殿

以下のとおりかじき等流し縄漁業に出漁しますので、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成６年農林水産省令第54号）第19条第１項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

1．使用する船舶									2．船舶に搭載する漁具の長さ及び網目の大きさ		3．漁獲対象魚種	4．操業区域	5．操業期間	6．漁業根拠地	7．漁獲物等陸揚港	8．届出者印
(1)使用者（届出者）の住所	(2)使用者（届出者）の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	(3)漁船登録番号	(4)船名	(5)船舶総トン数	(6)推進機関の種類及び馬力数	(7)冷凍設備の有無及びその能力	冷凍設備の有無	冷凍設備の能力（トン／日）	(8)廃網等処理施設の有無	(1)漁具の長さ	(2)網目の大きさ					

告　示

○総務省告示第二百二十一号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の四の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を次のように告示し、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年五月十九日

総務大臣　山本　早苗

電気通信事業法第三十条第一項の規定により指定された株式会社ＮＴＴドコモに係る同条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方は、次に掲げる電気通信事業者とする。

一　東日本電信電話株式会社

二　西日本電信電話株式会社

三　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

四　エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社

五　株式会社エヌ・ティ・ティエムイー

六　株式会社ＮＴＴぷらら

七　株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

八　エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社